

消防法上の命令を受けている対象物 | 粕屋南部消防組合

※現在、命令を受けている対象物はありません。

公示の根拠

命令を受けている対象物

防火対象物の名称、所在地等の一覧

防火対象物の所在地	
防火対象物の名称	
命令を受けた者の氏名	
命令事項	
根拠法令	
命令日	

問い合わせ先 粕屋南部消防組合消防本部
予防課危険物係 TEL 092-935-1167 (直通)
<http://www.kasuyanambu-syobo.jp/>